

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和6年12月5日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年11月21日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和6年10月14日午前10時頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道8111号路上において、日立市□□□町□丁目□□番□□号□□□氏の所有する自動車が走行した際、舗装の劣化により不安定な状態となっていた市道上の基準点鉤が抜け、当該自動車の右側前輪に刺さり、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金7,725円